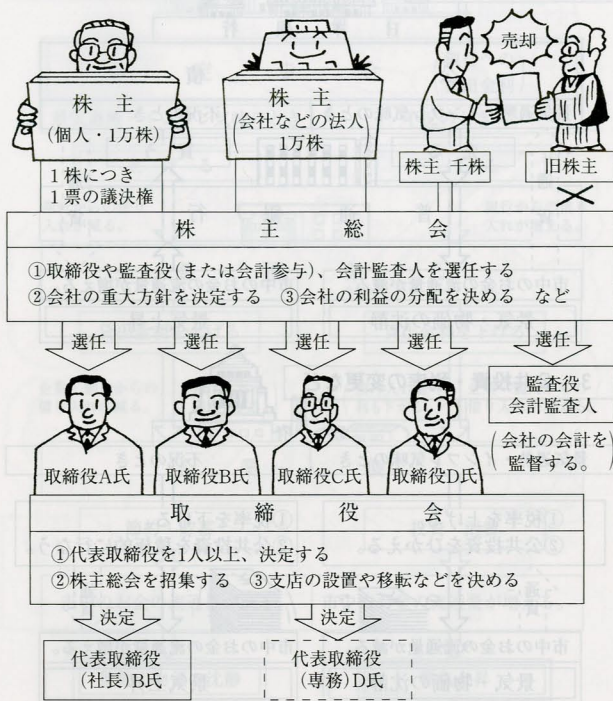


## 株式会社のしくみ

## 会社の経営権に関して

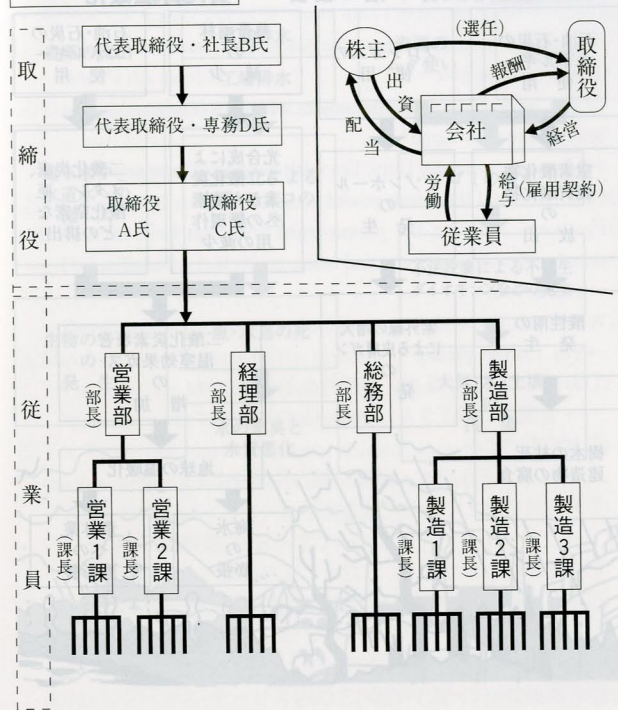


会社の形態には、株式会社のほかに合同会社・合資会社・合名会社の4つがあります(2005年可決の「会社法」により有限会社は廃止へ)。

株式会社は、法的には会社が発行する株式を所有する株主のものです。この株式は、一般の人にも株式が公開され自由に売買できる上場企業のもの、そうでないものとに分かれます。

この株主たちが会社の最高決定機関である株主総会を開き、会社の経営を委託する取締役を広く社内外から選出します。

## 会社の経営に関して



株主(会社ではない)から経営の委託を受けた取締役たちは取締役役会を通じて、代表権を持つ代表取締役を選出します。よく代表取締役社長というので、代表取締役とは社長のことだと勘違いしている人がいますが、代表取締役とは、会社を代表して契約する権限を持つ人のことです。取締役に専務や常務といった呼称がありますが、法的には別段意味はありません。

一方、普通の従業員は会社に雇われた人のことです。雇用契約に基づき、労働を提供する対価として給料を得る関係といえます。



